

工事等契約に係る指名停止等の措置要領

(趣旨)

第1条 この要領は、府が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条に規定する建設工事をいう。）及び測量等業務（京都府測量等業務指名競争入札参加要綱（昭和54年京都府告示第515号）第1条に規定する測量等業務をいう。）（以下「工事等」という。）に係る競争入札の公正な執行と契約の適正な履行の確保を図るため、府が発注する工事等の指名競争入札に参加する者として必要な資格を有する者（以下「有資格業者」という。）に対する指名停止等に關し必要な事項を定めるものとする。

(指名停止等)

第2条 知事は、有資格業者が別表第1、別表第2又は別表第3の各号（以下「別表各号」という。）に掲げる措置要件の一に該当するときは、別表各号に定めるところにより期間を定め、当該有資格業者に対する指名停止を行うものとする。

- 2 知事又はその委任を受けて契約を締結する者（以下「契約担当者」という。）は、前項の規定により指名停止を行われた有資格業者を工事等の契約のために指名してはならない。
- 3 第1項の規定により指名停止を行われた有資格業者を現に指名しているときは、当該指名を取り消すものとする。

(下請負人及び共同企業体に関する指名停止)

第3条 知事は、前条第1項の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止について責めを負うべき下請負人があることが明らかとなったときは、当該下請負人について、元請負人の指名停止の期間の範囲内で期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。

- 2 知事は、前条第1項の規定により共同企業体について指名停止を行うときは、当該共同企業体の構成員（明らかに当該指名停止について責めを負わないと認められる者を除く。）について、当該共同企業体の指名停止の期間の範囲内で期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。
- 3 知事は、前条第1項又は前2項の規定により指名停止を行われた有資格業者を構成員に含む共同企業体について、当該指名停止の期間の範囲内で期間を定め、指名停止を行うものとする。
- 4 前条第2項及び第3項の規定は、前3項の場合について準用する。

(指名停止期間の特例)

第4条 有資格業者が一の事案により別表第1又は別表第2の各号の措置要件の二以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間のうち最も長いものをもって指名停止の期間とする。

- 2 有資格業者が次の各号の一に該当することとなった場合における指名停止の期間は、それぞれ別表第1又は別表第2の各号に定める期間の2倍とする。ただし、その期間は36箇月を超えないものとする。
 - (1) 別表第1又は別表第2の各号の措置要件に係る指名停止の期間中又は当該期間の満了後1箇年を経過するまでの間に、それぞれ別表第1又は別表第2の各号の措置要件に該当することとなった場合（次号及び第3号に掲げる場合を除く。）
 - (2) 別表第2第1号の措置要件に係る指名停止の期間中又は当該期間の満了後3箇年を経過するまでの間に、同表第1号の措置要件に該当することとなった場合
 - (3) 別表第2第2号又は第3号の措置要件に係る指名停止の期間中又は当該期間の満了後3箇年を経過するまでの間に、同表第2号又は第3号の措置要件に該当することとなった場

合

- 3 知事は、指名停止の措置要件に該当した有資格業者について情状酌量すべき特別の事由があると認めるときは、指名停止の期間を別表第1又は別表第2の各号及び前2項の規定による指名停止の期間の2分の1まで短縮することができる。
- 4 知事は、指名停止の措置要件に該当した有資格業者について極めて悪質な事由があると認め、又は当該行為によって極めて重大な結果を生じさせたと認めるときは、指名停止の期間を別表第1又は別表第2の各号並びに第1項及び第2項の規定による指名停止の期間の2倍まで延長することができる。ただし、その期間は36箇月を超えないものとする。
- 5 知事は、指名停止の期間中の有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは前各項に定める期間の範囲内で、また、同一事案において別の措置要件に該当することが明らかになったときは別表第1又は別表第2の各号に定めるところにより、それぞれ指名停止の期間を変更することができる。ただし、その期間は36箇月を超えないものとする。
- 6 知事は、別表第2第2号に該当した有資格業者について、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第7条の4の規定による課徴金減免制度が適用され、その事実が公表されたときは、指名停止の期間を別表第2第2号の規定による指名停止の期間の2分の1まで短縮することができる。
- 7 知事は、指名停止の期間の満了した有資格業者について、極めて悪質な事由が明らかとなつたときは前各項に定める期間の範囲内で、また、同一事案において別の措置要件に該当することが明らかとなつたときは別表第1又は別表第2の各号に定めるところにより、それぞれ指名停止の期間を変更し、当初の指名停止期間を控除した期間についてさらに指名停止を行うことができる。ただし、その期間は36箇月を超えないものとする。
- 8 知事は、指名停止の期間中の有資格業者が、当該事案について責めを負わないことが明らかとなつたときは、当該有資格業者について指名停止を解除するものとする。

(指名停止の審査)

- 第5条 知事は、第2条第1項、第3条若しくは第4条第6項の規定により指名停止を行い、同条第5項の規定により指名停止の期間を変更し、同条第7項の規定により指名停止を解除し、又は第12条第1項の規定により入札に参加させないこととしようとするときは、指名選考委員会の審査を経なければならない。
- 2 前項の指名選考委員会の審査に関しては、建設交通部入札参加資格・指名選考委員会の審査をもって各発注機関の指名選考委員会の審査に代えるものとする。

(指名停止の承継)

- 第6条 指名停止中の有資格業者から入札参加資格を承継する者は、指名停止措置も承継するものとする。

(指名停止の通知)

- 第7条 知事は、第2条第1項、第3条若しくは第4条第6項の規定により指名停止を行い、同条第5項の規定により指名停止の期間を変更し、又は同条第7項の規定により指名停止を解除したときは、当該有資格業者に対し遅滞なく通知するものとする。
- 2 知事は、当該指名停止の事由が府の発注する工事等に関するものであるときは、必要に応じ当該有資格業者から改善措置の報告を求めるものとする。

(一般競争入札の参加資格)

- 第8条 契約担当者は、指名停止がなされていないことを入札公告で示す入札参加者の資格とするものとする。

(随意契約の相手方の制限)

第9条 契約担当者は、指名停止の期間中の有資格業者を随意契約の相手方としないものとする。ただし、災害時の応急工事、特殊技術を要する工事を発注する場合その他特にやむを得ない事由があるときは、この限りでない。

(下請等の禁止)

第10条 契約担当者は、指名停止の期間中の有資格業者が府の発注する工事等を下請けし、又は受託することを承認してはならない。ただし、別表第3第1号(2)又は同号(3)の措置要件に該当した有資格業者についてはこの限りでない。

(情報の収集)

第11条 知事は、有資格業者に係る指名停止事由に関する情報の収集に努めるものとする。

(指名停止に至らない事由に関する措置)

第12条 知事は、別表各号に掲げる措置要件に該当する場合のほか、工事等を受注させるのが適当でないと認められる有資格業者について、期間及び業種を定め入札に参加させないことができる。なお、参加させない場合は当該有資格業者に対し書面でその期間及び業種を通知するものとする。

2 知事は、有資格業者について指名停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

(その他)

第13条 契約担当者は、別表各号に掲げる措置要件に該当する場合のほか、工事等を受注させるのが適當でないと認められる有資格業者について、各発注機関の指名選考委員会の審査を経て、当該工事等の指名の対象から外すことができる。

2 知事は、別に定めるところにより、指名停止を行った有資格業者の商号又は名称、指名停止の期間及び理由等を公表するものとする。ただし、当該指名停止が別表第3の措置要件に該当することを理由としたものであるときはこの限りでない。

附 則

この要領は、平成5年6月29日から施行する。

附 則

この要領は、平成8年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成13年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年7月7日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年1月4日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成19年4月1日から施行する。

2 改正後の別表第2第2号及び第3号の規定については、これらの号に掲げる違反行為又は談合等が平成18年1月4日以後に行われた場合に適用し、これらの違反行為又は談合等が同日前に行われた場合には、なお従前の例による。

附 則

1 この要領は、平成22年4月22日から施行する。

2 改正後の別表第1第1号(3)の規定については、施行日以後に工事等完成検査を行う

ものについて適用する。

附 則

この要領は、平成24年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年6月1日から施行する。

附 則

1 この要領は、令和2年10月1日から施行する。

2 改正後の別表第1第4号（5）の規定については、施行日以後に入札公告等を行い、社会保険等に未加入である建設業許可業者が下請負人になることを全面的に禁止した工事請負契約書に基づき契約した工事から適用する。

3 改正後の第4条第6項の規定については、独占禁止法の課徴金減免制度の改正の施行日以後に適用する。

附 則

1 この要領は、令和7年1月1日から施行する。

2 改正後の別表第2第8号及び※14の規定については、刑法の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）の施行日以後に適用し、それ以前に禁錮以上の刑に当たる犯罪の容疑により逮捕若しくは起訴され、又は禁錮以上の刑を宣告された場合には、なお従前の例による。

別表第1 事故等に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
(過失による粗雑工事等)	
1 工事等の実施に当たり、過失により工事等を粗雑にしたと認められるとき。	当該認定をした日から
(1) 会計検査院又は監査委員に文書で指摘されたとき。 ア 府が発注する工事等のとき。 イ 府内の他の工事等のとき。	3箇月 2箇月
(2) (1)に掲げる場合のほか、府が発注する工事等において粗雑な履行をしたと認められるとき。 ア 粗雑の程度が極めて重大なとき。 イ 粗雑の程度が重大なとき。	3箇月 1箇月
(3) 府が発注する工事等において成績が著しく不良 ^{*1} なとき。	1箇月
(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故)	
2 工事等の実施に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者 ^{*2} を生じさせ、又は損害を与えたと認められるとき。	当該認定をした日から
(1) 死亡者を生じさせたとき又は火災、水害、その他重大な事故を生じさせたとき。 ア 府が発注する工事等における事故 イ 府内の他の工事等における事故 ウ 府外の工事等における事故（多数の死傷者を出すなど社会的及び経済的に著しく大きい損失を生じさせたとき。）	6箇月 3箇月 2箇月
(2) 負傷者を生じさせ、又は損害を与えたとき。 ア 府が発注する工事等における事故 イ 府内の他の工事等における事故	3箇月 2箇月
(安全管理措置の不適切により生じた工事等関係者事故)	
3 工事等の実施に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事等関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	当該認定をした日から
(1) 死亡者を生じさせたとき。 ア 府が発注する工事等における事故 イ 府内の他の工事等における事故 ウ 府外の工事等における事故（多数の死傷者を出すなど社会的及び経済的に著しく大きい損失を生じさせたとき。）	2箇月 1箇月 1箇月
(2) 負傷者を生じさせたとき。 ア 府が発注する工事等における事故 イ 府内の他の工事等における事故	1箇月 1箇月

措置要件	期間
<p>(契約違反)</p> <p>4 府が発注する工事等の実施に当たり、契約に違反するなど、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p> <p>(1) 正当な理由なく、契約を履行しなかったとき又は契約相手方の責めに帰すべき事由により、府が契約を解除したとき。</p> <p>ア 契約に定める発注者の解除権を行使したとき。（別表第2第6号（暴力団関係）に該当する場合を除く。）</p> <p>イ アに掲げる場合のほか、契約相手方の責めに帰すべき重大な事由が認められるとき。</p> <p>ウ ア又はイに掲げる場合のほか、契約相手方の責めに帰すべき事由が認められるとき。</p> <p>(2) 履行遅滞があったとき。</p> <p>ア 2箇月以上の履行遅滞</p> <p>イ 1箇月以上2箇月未満の履行遅滞</p> <p>(3) 工事の施工管理が不良で、再三指摘しても改善しないとき。</p> <p>ア 公害及び危険防止対策不良</p> <p>イ 工程管理、資材管理又は労働管理不良</p> <p>(4) 正当な理由なく監督員又は検査員の指示に従わないとき。</p> <p>(5) 工事請負契約書第7条の2第1項（下請負人の社会保険等加入義務等）に違反したと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>6箇月</p> <p>3箇月</p> <p>1箇月</p> <p>3箇月</p> <p>2箇月</p> <p>3箇月</p> <p>2箇月</p> <p>2箇月</p> <p>1箇月</p>
<p>(申請書等の虚偽記載)</p> <p>5 府が発注する工事等の入札に際し、競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料、低入札価格調査資料その他の入札前後の調査資料に虚偽等の記載をし、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p> <p>(1) 工事等実績、技術者資格に係る虚偽等入札参加資格の成否にかかわる重大なとき。</p> <p>(2) (3)に掲げる場合のほか入札参加資格の成否にかかわらないとき。</p> <p>(3) 個人の資格に係る虚偽等で有資格業者の故意が認められないが、監督責任を問うことが適當と認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>6箇月</p> <p>3箇月</p> <p>1箇月</p>

別表第2 不正行為等に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
(贈賄)	
1 有資格業者等 ^{*3} が有資格業者の営業 ^{*4} に関し、贈賄の容疑により逮捕又は起訴されたとき。	当該認定をした日から
(1) 府の職員に対する贈賄	36箇月
(2) 府内の他の公共機関 ^{*5} の職員に対する贈賄	18箇月
(3) 府外の公共機関の職員に対する贈賄	12箇月
(独占禁止法違反)	
2 有資格業者等が有資格業者の営業に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反し、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。 ^{*6}	当該認定をした日から
(1) 公正取引委員会から告発されたとき。	
ア 府の発注における違反	24箇月
イ 府内における違反	18箇月
ウ 府外における違反	12箇月
(2) 公正取引委員会から排除措置命令、課徴金納付命令又は違反の認定を受けたとき。	
ア 府の発注における違反	18箇月
イ 府内における違反	12箇月
ウ 府外における違反	9箇月
(談合等)	
3 有資格業者等が有資格業者の営業に関し、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条に規定する罪の容疑により逮捕又は起訴されたとき。	当該認定をした日から
(1) 府の発注における談合等	36箇月
(2) 府内における談合等	18箇月
(3) 府外における談合等	12箇月

措置要件	期間
(不正又は不誠実な行為)	当該認定をした日から
4 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、有資格業者等が有資格業者の業務 ^{※7} に関して不正又は不誠実な行為をし、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	6箇月
(1) 府内の他の公共機関において資格制限に該当したとき。 (2) 暴力行為を行い、逮捕又は起訴されたとき。	
ア 有資格業者である個人又は有資格業者である法人の役員が行った暴力行為	9箇月
(ア) 府内における暴力行為 (イ) 府外における暴力行為	6箇月
イ アに規定する者以外が行った暴力行為	6箇月
(ア) 府内における暴力行為 (イ) 府外における暴力行為	3箇月
(3) 脱税行為により逮捕又は起訴されたとき。	3箇月
(4) 業務関係法令、労働者使用関係法令及び環境保全関係法令 ^{※8} に重大な違反 ^{※9} をしたとき。	
ア 府が発注する工事等における違反	3箇月
イ その他の工事等における違反	1箇月
(5) 府が発注する工事等の入札に際し、資格確認通知又は入札通知を受けた場合において、正当な理由なく入札に参加しなかつたとき。	1箇月
(6) 府が発注する工事等の入札に際し、入札心得に違反 ^{※10} し、又は正当な理由なく担当職員の指示に従わず、公正な入札の確保を妨げたとき。	2箇月
(7) 府が発注する工事等の入札に際し、低入札価格調査において指定する書類を期日までに提出しないなど、調査に協力しないとき。	2箇月
(8) 府が発注する工事等の入札に際し、落札した場合又は随意契約で見積書を採用された場合において、正当な理由なく契約を締結しなかつたとき。	3箇月
(9) 府が発注する工事等に係る予定価格及び発注計画等において、非公表とされている情報を不正に入手しようとしたとき。	18箇月
(10) 府が発注する工事等の入札に際し、正当な理由なく事前に公表された予定価格を上回る入札をしたとき。	1箇月
(11) 府が発注する工事等において、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は同法第2条6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)から不当な介入を受けたにもかかわらず、発注機関への報告を怠り又は警察に届けなかつたとき。	1箇月
(12) 京都府が発注する建設工事に係る元請・下請関係適正化及び労働環境の確保に関する指針に規定する指名停止事由に該当すると認められるとき。	1箇月

措置要件	期間
<p>(建設業法違反)</p> <p>5 有資格業者等が建設業法の規定に違反し、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p> <p>(1) 建設工事の施工に関して、建設業法に違反し、逮捕又は起訴されたとき。((3)に掲げる場合を除く。)</p> <p>ア 府が発注する工事等における違反 イ 府内の他の工事等における違反 ウ 府外の工事等における違反</p> <p>(2) 建設工事の施工に関して、建設業法に違反し、同法第28条又は第29条に規定する処分を受けたとき。((4)に掲げる場合を除く。)</p> <p>ア 府が発注する工事等における違反 イ 府内の他の工事等における違反 ウ 府外の工事等における違反</p> <p>(3) 建設業許可申請書、経営事項審査申請書又はこれらの添付書類に虚偽の記載をし、逮捕又は起訴されたとき。</p> <p>ア 府内業者^{*11}が逮捕又は起訴されたとき。 イ 府外業者が逮捕又は起訴されたとき。</p> <p>(4) 建設業許可申請書、経営事項審査申請書又はこれらの添付書類に虚偽の記載をし、建設業法第28条に規定する処分を受けたとき。</p> <p>ア 府内業者が処分を受けたとき。 イ 府外業者が処分を受けたとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>9箇月 6箇月 4箇月</p> <p>6箇月 4箇月 3箇月</p> <p>6箇月 4箇月</p> <p>4箇月 3箇月</p>

措置要件	期間
(暴力団関係)	
6 次のいずれかに該当し、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から
(1) 有資格業者である個人、有資格業者である法人の役員又はその支店若しくは常時工事等の契約を締結する事務所の代表者(以下、「役員等」という。)が、暴力団員であると認められるとき。	24箇月を経過し、かつ、改善されたと認められる日まで
(2) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。	24箇月を経過し、かつ、改善されたと認められる日まで
(3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。	12箇月を経過し、かつ、改善されたと認められる日まで
(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。	12箇月を経過し、かつ、改善されたと認められる日まで
(5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。	12箇月を経過し、かつ、改善されたと認められる日まで
(6) 府が発注する工事等において、下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方が(1)から(5)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。	12箇月を経過し、かつ、改善されたと認められる日まで
(7) 府が発注する工事等において、暴力団又は暴力団員であると知りながら、これを不当に利用するなどしているとき(暴力団又は暴力団員から脅迫を受けたことにより行ったときを除く。)。	12箇月を経過し、かつ、改善されたと認められる日まで
(8) 府が発注する工事等において、有資格業者が(1)から(5)までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合((6)に該当する場合を除く。)に、契約担当者が当該有資格業者に対して当該契約の解除を求め、当該有資格業者がこれに従わなかったとき。	12箇月を経過し、かつ、改善されたと認められる日まで
(その他)	
7 別表第1及び前各号に定める場合のほか、有資格業者の営業に関し、有資格業者等に反社会的な行為 ^{*12} があり、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 3箇月
8 別表第1及び前各号に定める場合のほか、代表役員等 ^{*13} が拘禁以上の刑に当たる犯罪の容疑により逮捕若しくは起訴され、又は拘禁以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 3箇月 ^{*14}

別表第3 経営状況に基づく措置基準

措置要件	期間
<p>(経営状況)</p> <p>金融機関から取引停止となったときなどにより、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p> <p>(1) 金融機関から取引停止となったとき。</p> <p>(2) 会社更生法(昭和27年法律第172号)に基づく更生手続開始の申立をしたとき。</p> <p>(3) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立をしたとき。</p> <p>(4) 破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立をしたとき又は破産手続開始の決定を受けたとき。</p>	<p>当該認定をした日から 取引再開まで 更生手続の開始決定後、 入札参加資格の再認定 があつたときまで 再生計画の認可決定後、 入札参加資格の再認定 があつたときまで</p>

※1 「成績が著しく不良」とは、工事等成績評定点が55点未満の場合をいう。

※2 「負傷者」とは、治療180日以上の傷害又は完治の見込みのない傷害を受けた者をいう。

※3 「有資格業者等」とは、有資格業者のほか、有資格業者である個人、有資格業者である法人の理事、取締役、執行役、業務を執行する社員、監事、監査役若しくはこれらに準ずる者、支配人若しくは本店若しくは支店の事業の主任者（いかなる名称によるかを問わず、有資格業者に対し、これらと同等以上の支配力を有すると認められる者を含む。）又はその使用人をいう。

※4 「営業」とは、個人の私生活上の行為以外で有資格業者が行なっている営業全般をいう。

※5 「公共機関」とは、贈収賄が成立する全ての機関（国の機関、地方公共団体、公社等）をいう。

※6 独占禁止法違反を行った有資格業者に、違反後、合併、会社分割又は営業譲渡があった場合で、当該有資格業者の営業を承継した者の営業が、当該有資格業者の営業と継続性及び同一性を有すると認められるときは、第12条を適用する。

※7 「業務」とは、建設業法上の建設工事及び測量等業務又はこれらに付随する業務をいう。

※8 「業務関係法令」とは、建築基準法(昭和25年法律第201号)等をいう。

また「労働者使用関係法令」とは、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）等をいう。また「環境保全関係法令」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、騒音規制法（昭和43年法律第98号）等をいう。

※9 「重大な違反」とは、当該法令違反により逮捕又は起訴されたとき、監督官庁から処分を受けたとき並びに府の所管業務において告発されたとき等をいう。

※10 「入札心得に違反」とは、京都府工事等競争入札心得（平成20年3月18日付け20入第90号出納管理局長・土木建築部長連名通知）第9条各項、第11条第3号、第5号、第6号及び第13号の違反をいう。

※11 「府内業者」とは、京都府の区域内に主たる営業所を有する者で建設業法に基づき国土交通大臣又は京都府知事の許可を受けているものをいう。

※12 「反社会的な行為」とは、法令等に違反する行為を前提とする。

※13 「代表役員等」とは、有資格業者である個人又は有資格業者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき、専務取締役以上の肩書を付した役員を含む。）とする。

※14 拘禁以上の刑に当たる犯罪が、営業に關しないものであることにより別表第2第8号を適用して指名停止を措置する場合の期間は、当該行為が営業に關するものである場合に、別表第1及び前各号に基づき措置する期間を限度とする。